

◆目標3 歩行者・自転車にやさしいまちづくり

◇実施すべき施策

- (1) 自転車を活かした都市環境の形成
- (2) 自転車通行空間の計画的な整備

成果指標	現況値(2018年度)	目標値(2022年度)
① 自転車活用推進計画の策定市町数	0市町	10市町
② 自転車ネットワーク計画の概成市町数	0市町	1市町

3- (1) 自転車を活かした都市環境の形成

自転車を活用することによって、交通における自動車への依存の程度を低減させ、交通分野の低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図るため、自転車を公共性を有するモビリティとして位置づけ、シェアサイクルやゾーン30の導入等、安全で快適な自転車利用環境を計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通との連携を強化し、自転車利用を促進させるほか、東日本大震災の教訓を活かして、災害時における避難や被災直後の交通手段など、自転車活用の有り方について検討する。



図1 4-1 公共交通機関との連携（サイクルトレイン）



図 1 4 - 2 公共交通機関との連携（旅客船）

3 - (2) 自転車通行空間の計画的な整備

道路管理者と連携し、全ての自転車利用者が、安全・快適に通行できるよう自転車道や自転車専用通行帯、車道混在（※6）などの整備をはじめ、違法駐車等の交通違反への指導・取締りの強化等により、自転車通行空間を創出するほか、市町に対し、自転車ネットワーク計画及び地方版自転車活用推進計画の策定を働きかけるとともに、特に中心市街地における駐輪場の整備やシェアサイクル事業者へのサイクルポート設置に対する連携・協力体制の構築を促すなど、自転車はもとより、歩行者にもやさしい環境の整備に取り組む。

- （※6）自 転 車 道：専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分
 自転車専用通行帯：車両通行帯の設けられた道路において、自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯
 車 道 混 在：主に自転車と自動車とが混在して通行する道路の部分



図 1 5 - 1 自転車道（出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン）



图 1 5-2 自転車専用通行帯



图 1 5-3 車道混在